

所長	次長	企画管理 官	処遇 官	処遇金 官	男子第一 処遇官	男子第二 処遇官	女子区 処遇官	特別処 遇官	看 守 官	担 当
		X								

副看守責任者

平成31年1月19日

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警備士補

暴行及び職務執行妨害により緊急隔離したトルコ人被収容者について  
(報告)

平成31年1月18日 時 分，3寮202号室のトルコ人被収容者は、常備薬の服用を求めて大声で叫ぶとともに、居室扉を蹴る行為に及んだことから、同行為の中止を命じた。さらに、処遇室において、同人に対する生活指導を実施しようとしたところ、出室を拒否して大声で叫び続け、職員の職務執行を妨害するとともに、激しく抵抗して職員の腹部を蹴るなどの暴行に及んだことから、第一種手錠を使用して制圧の上、翌 時 分、暴行及び職務執行妨害により、7寮保護室に緊急隔離した。

これらの状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 発生日時及び場所

平成31年1月18日 時 分

3寮202号室

2 被収容者身分事項

国 籍 トルコ

氏 名 ■■■■■ DENIZ(男, 以下「DENIZ」という。)

生年月日 1979年2月27日(39歳)

居室番号 3寮202号室

その他 今次, 隔離収容11回目

### 3 事案概要

(1) 平成31年1月18日 ■■■■時 ■■■■分, 202号室のインターホンが発報し, DENIZ が, 「眠れない。入管のリラックスの薬がほしい。」旨述べ, 常備薬であるパンセダン(鎮静剤)の服用を求めたことから, 対応した ■■■■主任警守が, 同人の常備薬飲み合わせチェックリストを確認すると, 薬剤師から, 常備薬パンセダンを交付することができない旨の指示を受けていることが判明した。

(2) ■■■■時 ■■■■分, ■■■■主任警守が202号室居室前に赴き, DENIZ に対し, 「眠る薬として, クロルプロマジンの処方を受けており, パンセダンを服用することはできない。」旨説明したものの, 同人は納得しなかった。

(3) ■■■■時 ■■■■分, ■■■■主任警守がパンセダンの服用について粘り強く説明を続けていたところ, DENIZ は, 「その薬(クロルプロマジン)は, ずっと飲んでいない。キャンセルしたはずだ。入管のリラックスの薬を飲ませろ。」等大声で身勝手な主張を繰り返し, 居室扉を蹴る行為に及んだことから, 同主任警守は同行為の中止を命じたが, DENIZ はこれを無視し大声で叫び続けた。

■■■■警守長は, 同状況を ■■■■副看守責任者に ■■■■

(4) ■■■■時 ■■■■分, ■■■■副看守責任者以下 ■■■■名が臨場し, ■■■■副看守責任者が, 「他人の迷惑になるので大声を出さないように。パンセダンを服

用できるか薬剤師に確認するので、落ち着いて待つように。」旨指導すると、DENIZ は徐々に落ち着きを取り戻した。

(5)

(6) ■■■ 時 ■■■ 分、■■■ 副看守責任者以下 ■■■ 名が 202 号室前に赴き、DENIZ に対し、パンセダンを交付することはできない旨説明したが、同人は、「眠る薬は全てキャンセルしているはずだ。リラックスの薬をすぐに飲ませろ。」等大声で叫び続けたことから、同副看守責任者が同行為の中止を命じた。しかし、DENIZ はこれを無視して大声で自己主張を繰り返した。

(7) ■■■ 時 ■■■ 分、■■■ により、生活指導のため ■■■ 副看守責任者以下 ■■■ 名が 202 号室を解錠し、DENIZ に対し、処遇室まで出室するよう指示したところ、同人は「ここで話す。あっちの部屋には行かない。」旨述べ、これに従おうとしなかった。よって、同副看守責任者以下 ■■■ 名で 202 号室に入室し、着座している DENIZ の両腕を抱えて処遇室に連行しようとしたところ、同人は四肢に力を入れるなどして激しく抵抗し、■■■ 副看守責任者の腹部を足で蹴る暴行に及んだほか、■■■ 警守の活動帽及び ■■■ 副看守責任者の識別票を奪取して投げ捨てる行為に及んだ。■■■ 時 ■■■ 分、■■■ 警守がハンディーカメラで撮影を開始した。

DENIZ のこれらの行為は、被収容者処遇規則第 18 条第 1 項第 1 号(暴

行) 及び第 2 号 (職務執行妨害) に該当すると認められたことから、  
時 分、  
により、同人を緊急隔離するため、  
一旦、3 寮 B 処遇室に連行した。

(8) DENIZ は、3 寮 B 処遇室に連行後も四肢に力を入れるなどして激しく抵抗を続けたことから、時 分、同室内において、副看守責任者以下名で同人をうつぶせに制圧した。しかし、DENIZ は、なおも四肢に力を入れて激しく抵抗を続けたことから、DENIZ 及び職員の受傷事故防止のため、ほかにこれを防止する方法がないと認められたことから、時 分、  
、DENIZ に対し第一種手錠を両手後ろ手に施した。

なお、戒具使用の際は、

(9) 時 分、看守責任者は、DENIZ を床に着座させた上、同人に対し、暴行及び職務執行妨害で隔離する旨を言い渡した。隔離言渡し後、DENIZ は隔離に対する不満を述べるものの、自ら連行に応じる姿勢を示したことから、看守責任者以下名で 7 寮単独 2 号室に向けて連行を開始した。連行の途中、DENIZ が突然大声を上げたり、連行官に対して暴言を吐いたりし始め、興奮状態が続いたことから、  
により、隔離先を保護室に変更し、時 分、同人を 7 寮保護室に緊急隔離した。

隔離後も DENIZ は看守勤務者に対し暴言を吐き続けたものの、次第に落ち着きを取り戻したことから、時 分、

により、第一種手錠を解除した。その後 DENIZ に特異動向はなかった。

4 その他

(1)

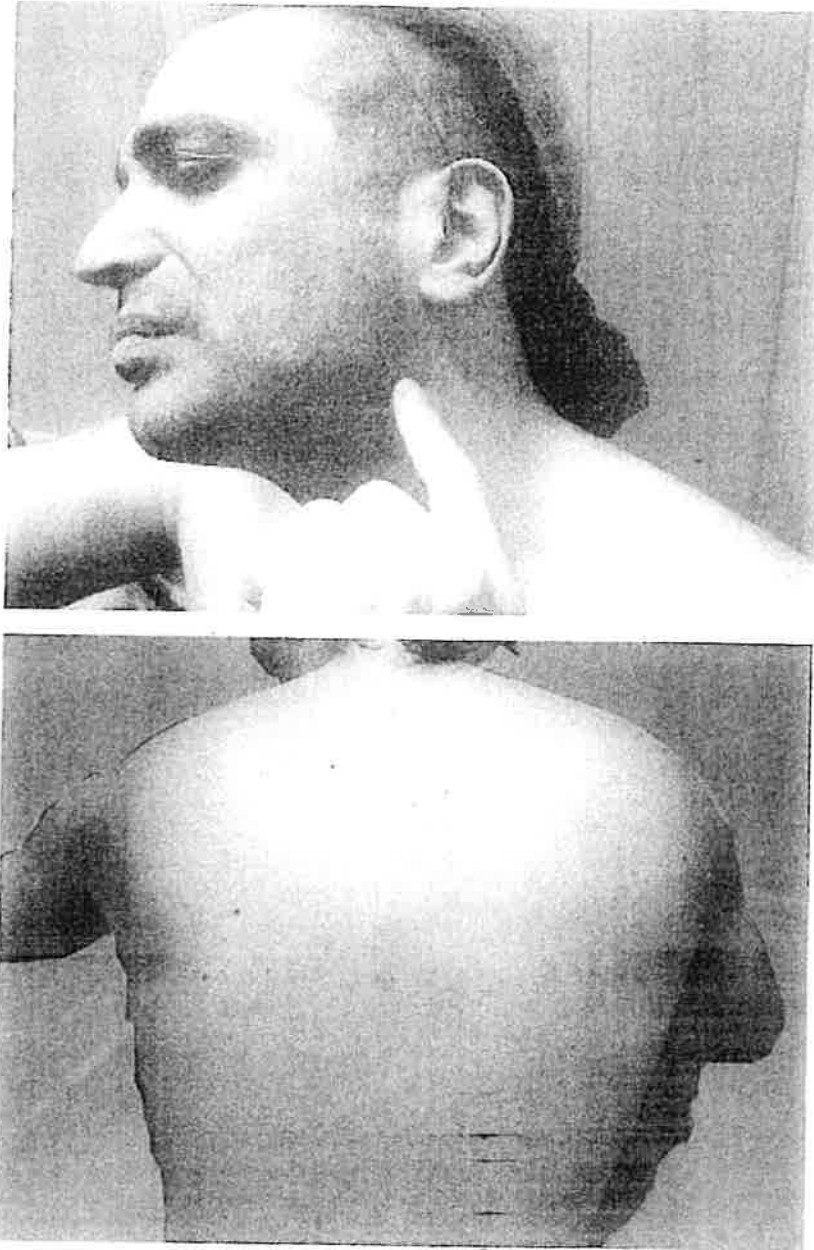
(2) DENIZ が蹴った 202 号室居室扉及び居室内の設備等について、破損等はなかった。

(3) 隔離後、DENIZ の受傷の有無等を確認したところ、同人の首、両手首及び背中に軽度の発赤が認められ、「少し痛む。」旨述べた。また、職員に受傷等はなかった。

添付物

写真

4 葉



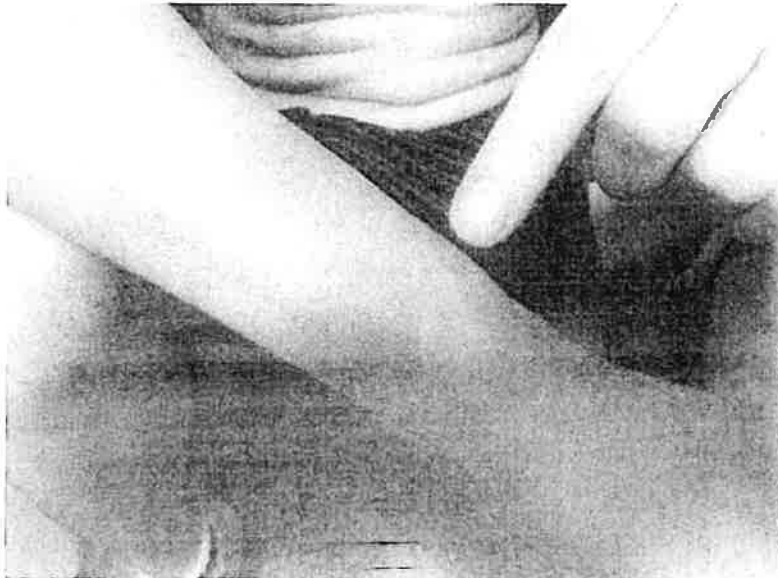
これらは、DENIZ の首及び背中を撮影したものである。なお、同人が指し示している部分は、痛みを訴えている箇所である。

平成31年1月19日

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警 守 長



これらは、DENIZ の両手首を撮影したものである。なお、同人が指し示している部分は、痛みを訴えている箇所である。

平成 31 年 1 月 19 日

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警 守 長

所長	次長	処遇 担当	処遇 担当	男子第一 処遇統括	男子第二 処遇統括	女子区 処遇統括	特別処 遇統括	番守 責任者	担 当

警守責任者

機密性 2

平成 31 年 1 月 30 日

東日本入国管理センター所長 殿

処遇部門処遇第一班

入国警備官

警 守 長

暴行により通常隔離したトルコ人被収容者について（報告）

本年 1 月 30 日 時 分、庁内診療終了後、連行中であつたトルコ人  
被収容者に対し、警守が、身体検査を実施しようとしたところ、同人は、  
「どうしてふだんは検査しないところまで触るんだ。」旨述べ、右手で  
警守の左肩を突き飛ばす行為に及んだ。

当該行為は、被収容者処遇規則第 18 条第 1 項第 1 号（暴行）に該当する  
と認められたことから、同日、所長指示により同人を 4 寮単独 4 号室に通常  
隔離した。

その状況等について、下記のとおり報告する。

記

1 発生日時及び場所

平成 31 年 1 月 30 日 時 分

3 寮 B ホール前運動場連行通路

2 被収容者身分事項

国 籍 トルコ

氏 名 DENIZ (男、以下「DENIZ」という。)



生年月日 1979年2月27日（39歳）

居室番号 3寮202号室

### 3 事案概要

- (1) 平成31年1月30日 時 分頃、診療室において、庁内診療中の DENIZ が、 医師に対し、暴言を吐いたため、 により診療を終了し、同警備士補以下 名で同人を診療室から退室させた。退室後、 警備士及び 警守の両名で3寮への連行を開始した。
- (2) 時 分、連行中であつた DENIZ が3寮Bホール前の運動場連行通路において、興奮した様子で診療に対する不満を述べ始めたことから、 主任警守が同人に「落ち着いて部屋に戻れますか。」とたどしたところ、同人は、「部屋に帰りたい。」と述べた。そのため、 警守が身体検査を実施したところ、DENIZ が「どうしてふだんは検査しないところまで触るんだ。」と述べ、同人が右手で 警守の左手を軽く払いのけた。
- (3) 時 分、DENIZ の興奮状態が続いていたため、 主任警守が引き続き落ち着くよう申し向けたところ、同人は、「どうしてふだんは触らないところまで検査するんだ。そこまで検査したいなら俺のちんぽも触れ。」等大声を出し続けた。同人に対し、再度落ち着くよう申し向けたところ、同人が次第に落ち着きを取り戻したことから、 副看守責任者は、身体検査を実施し、同人を帰室させた。
- (4) 時 分、 警守から、DENIZ の診療状況、連行状況及び DENIZ から受けた暴行の状況の報告を受けた田窪特別区処遇担当統括入国警備官は、その状況を 看守責任者に報告した。報告を受けた 看守責任者は、DENIZ が暴行したとする を精査したところ、DENIZ が 警守の左肩を右手で突き飛ばしたことを確認した。よって、

桶村男子第二区処遇担当統括入国警備官は、DENIZ の行為が被収容者処遇規則第 18 条第 1 項第 1 号（暴行）に該当するものとして、その状況を鈴木首席入国警備官に報告した。 時 分、所長から同人を通常隔離する旨の指示を受けた。

- (5) 時 分、 副看守責任者以下 名で 3 寮 B ホール内に赴き、202 号に在室していた DENIZ に対し、処遇室への出室を指示したところ、同人は、渋々これに応じた。
- (6) 時 分、B 処遇室において、 副看守責任者が DENIZ に対し、職員に対する暴行を理由として隔離する旨言い渡した。
- (7) 時 分、 副看守責任者以下 名で同人を連行し、4 寮単独 4 号室に通常隔離した。

なお、隔離言渡しの際、同人は、「私は突き飛ばしたりしていない。触るのをやめてと手を払っただけだ。」と述べた。また、3 寮 B 処遇室出室から 4 寮単独 4 号室入室まで同人はトルコ語と思われる言葉を大声で叫び続けたが、連行には従順に応じた。

- (8) 時 分、 副看守責任者が DENIZ に対し、隔離言渡書を提示した。

#### 4 その他

- (1) 本事案において、職員及び被収容者に受傷等はなかった。
- (2) 本事案発生時、 副看守責任者、 主任警守及び本職は、上記 3 (2) のとおり、暴行事案と認識しておらず、また、 警守からも暴行を受けた旨の報告を受けてなかったため、DENIZ を帰室させたものである
- (3) DENIZ の隔離措置に対し、